



札幌市告示第4465号

令和3年(2021年)7月7日付け札幌市告示第4342号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和3年(2021年)7月14日

札幌市長 秋元 克広

記

1 訂正する内容

札幌市告示第4342号別表の工事番号「21(下)第0105号」工事名「厚別処理区もみじ台北2丁目ほか下水道新設工事」にかかる別表及び設計図書の一部を下記のとおり訂正する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

電子入札

0	調達案件番号	2103010511	
1	工事(業務)番号	21(下)第0105号	
2	工事(業務)概要	工事(業務)名	厚別処理区もみじ台北2丁目ほか下水道新設工事
		工事(履行)場所	札幌市厚別区もみじ台北2丁目ほか
		工事(業務)内容	工事総延長 L = 910m 管渠工(管更生) D = 500~250mm L = 896m 管渠工(開削) D = 600mm L = 14m
		工期(履行期間)	この工事は、「余裕期間制度(フレックス方式)」による工事である。※詳細は、「16.注意事項」を参照すること。
3	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	事後審査方式(入札参加資格の確認は落札を保留して行う。)
		申請書等提出期限(日)	開札日の翌日まで(審査順1位の落札候補者のみ)
		落札結果通知予定日	令和3年8月25日
4	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間(年月日)	令和3年08月02日(08時00分~20時00分) 令和3年08月03日(08時00分~17時00分)
		開札予定日時	令和3年08月04日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
5	施行担当課及び電話番号	施行担当課	下) 事業推進部管路保全課
		電話番号	011-818-3451

① 訂正前

一式当たり内訳書（金抜き）

第 133号内訳書		軽量鋼矢板賃料(土留)			単価適用年月	2021.06
					歩掛適用年月	2021.06
					労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
鋼矢板（軽量矢板）軽量 型（2型、3型）	90日以内	t・日	33.63			
鋼矢板（軽量鋼矢板）軽量 型（2型、3型）	整備費	t	1.121			
諸雑費（まるめ）		式	1			
合 計						

① 訂正後

一式当たり内訳書（金抜き）

第 133号内訳書		軽量鋼矢板賃料(土留)			単価適用年月	2021.06
					歩掛適用年月	2021.06
					労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
鋼矢板（軽量矢板）軽量 型（2型、3型）	90日以内	t・日	33.63			
鋼矢板（軽量鋼矢板）軽量 型（2型、3型）	修理費及び損耗費（建込引抜き）	t	1.121			
諸雑費（まるめ）		式	1			
合 計						

② 訂正前

10. 不明管調査について

本工事の施工に先立ち、ゲーターロボを使用し可能な限り早急に不明管調査を行うこと。

11. 取付管調査について

取付管カメラ調査（取付管特殊カメラ調査含む）を実施する場合、事前に工事監督員から所定の調査様式を受け取り、記入漏れがないよう注意すること。

12. 足掛金物について

本工事において事前調査時等で発覚した安全性に問題のある足掛金物は、数量や写真を取りまとめるうえ、監督員へ報告し部材交換について協議すること。

13. 既設管の異常ランクについて

別添「スパン毎調査記録表」に記入されている既設管の異常ランクは次頁の判断基準表を参照すること。

14. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。受注者は事前に気温等の計測方法及び計測結果の報告方法については、事前に工事監督員と協議し、施工計画書に明記すること。なお、設計変更により現場管理費の補正を行うことから、しゅん功日の 20 日前までに計測結果を工事監督員に報告すること。

15. 見積策定単価及び実勢価格調査単価は下水道河川局庁舎 1 階（豊平区豊平 6 条 3 丁目 2-1）で閲覧することができる。

その他疑義が生じた場合については監督員と協議すること。

以 上

② 訂正後

10. 不明管調査について

本工事の施工に先立ち、ゲーターロボを使用し可能な限り早急に不明管調査を行うこと。

11. 取付管調査について

取付管カメラ調査（取付管特殊カメラ調査含む）を実施する場合、事前に工事監督員から所定の調査様式を受け取り、記入漏れがないよう注意すること。

12. 足掛金物について

本工事において事前調査時等で発覚した安全性に問題のある足掛金物は、数量や写真を取りまとめるうえ、監督員へ報告し部材交換について協議すること。

13. 既設管の異常ランクについて

別添「スパン毎調査記録表」に記入されている既設管の異常ランクは次頁の判断基準表を参照すること。

14. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。受注者は事前に気温等の計測方法及び計測結果の報告方法については、事前に工事監督員と協議し、施工計画書に明記すること。なお、設計変更により現場管理費の補正を行うことから、しゅん功日の 20 日前までに計測結果を工事監督員に報告すること。

15. 見積策定単価及び実勢価格調査単価は下水道河川局庁舎 1 階（豊平区豊平 6 条 3 丁目 2-1）で閲覧することができる。なお、見積参考におけるステンレス製フラップゲート及び開口部補強溝形鋼の見積策定単価は、令和 3 年 6 月 25 日付通知の単価を適用している。

その他疑義が生じた場合については監督員と協議すること。

以 上

③ 訂正前

特記仕様書 余裕期間制度（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「落札決定日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）」から「令和4年3月25日」まで

【積算上の通常工期】

「落札決定日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）」から「令和4年3月10日」まで

※契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は発注者の責任において行う。

○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を落札決定日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について

寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を落札決定日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。

③ 訂正後

特記仕様書 余裕期間制度（フレックス方式）

○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

【全体工期】

「落札決定日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）」から「令和4年3月25日」まで

【積算上の通常工期】

「落札決定日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）」から「令和4年3月17日」まで

※契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は発注者の責任において行う。

○ 施工時期、工事期間等による補正について

本工事は、工事開始日を落札決定日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。

○ CORINS への登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

○ 寒中コンクリート打設に係る防寒、加熱及び除雪費について

寒中コンクリートの養生費及び除雪費は、契約の実工期内における妥当な工程を落札決定日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）からの工程に置き換えて寒中コンクリートの養生及び除雪の必要が認められる場合、協議の上、設計変更できるものとする。

④ 訂正前

1. 工程関係

(1) 本工事は、工事開始日を 令和 3 年 8 月 23 日と設定し、工期の設定及び積算を行っているが、実際の着手日が相前後しても設計変更の対象とはならない。

(2) 工期の設定について

工期には施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

①	準備期間 30日間
②	後片付け期間 20日間
③	休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇)及び降雨・降雪日数 (実工期日数×雨休率0.7 [※])
④	
⑤	

※雨休率:実働工期日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数

(3) 下記工種の施工時間帯は次のとおりとする。

工 種	名 称	標準作業時間帯	備 考
全ての工種		昼 間	道路使用許可条件による

(4) 本工事区間に一部重複して他の工事の予定があるので、相互の連絡調整等を密に行うこと。

なお、_____間の管布設工については、令和 ____年 ____月 ____日までに完成させること。

④ 訂正後

1. 工程関係

(1) 本工事は、工事開始日を 令和 3 年 8 月 30 日と設定し、工期の設定及び積算を行っているが、実際の着手日が相前後しても設計変更の対象とはならない。

(2) 工期の設定について

工期には施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

①	準備期間 30日間
②	後片付け期間 20日間
③	休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇)及び降雨・降雪日数 (実工期日数×雨休率0.7 [※])
④	
⑤	

※雨休率:実働工期日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数

(3) 下記工種の施工時間帯は次のとおりとする。

工 種	名 称	標準作業時間帯	備 考
全ての工種		昼 間	道路使用許可条件による

(4) 本工事区間に一部重複して他の工事の予定があるので、相互の連絡調整等を密に行うこと。

なお、_____間の管布設工については、令和 ____年 ____月 ____日までに完成させること。